

沼津市内浦及び西伊豆町田子における

イルカ追込み漁について

History of Catching Dolphins at Uchiura-Bay &
Tago-Bay of Shizuoka Prefecture

中村 羊一郎 (Yoichiro NAKAMURA)

(平成二十三年十月四日受理)

要旨

静岡県伊豆半島では、近世から昭和期まで各所においてイルカ追込み漁がおこなわれていた。その記録は沼津市獅子浜の「植松文書」においては戦国時代末期までさかのぼる。これは九州五島列島の「青方文書」と並んで、日本におけるイルカ追込み漁に関するもっとも古い記録である。多くの漁船を動員する追込み漁は、沖合にてイルカ群を捜索することから始まるが、戦国期という時代性と、北条・今川両氏が駿河湾の水上支配をめぐって激突していたという背景を考えると、獅子浜の漁師には水軍の補助的役割が期待されていたと推定される。近世においては内浦の小湾ごとに津元と称する地域有力者が網戸を支配し、居住する村落の漁民を組織して回遊してくるイルカ追込み漁を実施した。しかし近世中期になると、津元の独占的経営に対する一般漁民の反発が高まり、利益配分法についての折衝が行われるようになる。つまり、イルカ漁は大量動員が不可欠な漁法であるという特色から、村落組織、村落運営と大きな関わりをもっていたのである。他方で、新規の網設置や漁法の改良

により湾内での追込み漁は次第に実施しがたくなり、とくに駿河湾最奥における内浦地区では明治末期に追込み漁は廃絶に向かった。他方、産業の近代化にともなって機械油の需要が高まると、最適とされる鯨類の油としてイルカ油が注目され、漁業者の関心を引くようになる。まさにその頃に編集されたのが、『静岡県水産誌』であり、西伊豆町田子を例にとつて、イルカ捕獲法や搾油技術などに多くの記述がさかれている。しかし、イルカ油についての関心は大正期にはほとんど消え、伊豆のイルカ漁は一般の魚と同様に食素材としての捕獲が主要目的とされるようになった。補足すれば、イルカ漁は戦後の食糧難の時代には大きな経済的意義をもったが、やがて食糧事情の好転やイルカ捕獲を忌避する感覚の高まりなどを背景に、食素材としてはなく、水族館などの展示用としての捕獲にかわっていく。

はじめに

静岡県伊豆半島の駿河湾側には追い込みに適した巾着型の入江が多く、長崎県の対馬とともにイルカ追い込み漁が日本でもっとも盛んな地域であった。現在、イルカの捕獲許可をもつのは伊豆東海岸の伊東市富戸^{とよと}だけであるが、昭和三十年代までは西海岸の田子や安良里（ともに現西伊豆町）などで大量に捕獲されていた。こんにち日本におけるほとんど唯一のイルカ追い込み漁実施地である和歌山県の太地でも、現在行っている漁法はこの富戸など伊豆から学んだものであり、伊豆はとくに近代におけるイルカ追込み漁の中心になっていた。

伊豆におけるイルカ追い込み漁の記録は、駿河湾の最も奥に

表1 明治中期の伊豆半島におけるイルカ追込み漁

地区名	イルカ漁の実態・イルカの種類・製品・販路など
第1区	(熱海～網代)
網代	揚操網・ねこさい網などを使用、ツバメイルカを最多とし、稀にカマイルカを漁する。年間50円。
川奈	マグロと同様。「遠海ヨリ群船追ヒ米タリ湾口ヲ閉塞ス、然ル時ハ池中ノ魚ト同一ニシテ漁獲スルコト極メテ容易ナリ」 販路は清水に限られていたが、2, 3年来、東京・小田原にかわり、清水出荷は激減した。
第2区	(富戸～白浜)
稲取	マユルカ(漁期12月～1月)を中心に年間2100円(1500尾)の水揚げ。3割を生そのまま押送船にて沼津へ出荷。「海豚ノ群来スルトキハ多人数ヲ要スカ故ニ出稼ギ漁ヲ禁ジテ共ニ該漁ニ従事ス」
第3区	(須崎～伊浜) 4, 5月にマグロ・イルカ建切網。3張。
中木	統治の漁業は衰退しているが、「毎年沿海ニ群集スル海豚ヲ入間区と共力シテ漁獲スルコトヲ企ツルニアリ、若シ之ヲ為スニ於テハ今日ノ衰退モ回復スルニ至ラン乎」
入間	海豚網、天保年間ニ新設。1張(長さ400尋、浮丈18尋、目合3尺)カツオ細網と共有
第4区	(雲見～井田) 入道海豚(8～1月)、真海豚(5～6月)、かま海豚(3～7月)、鼠海豚など、平年海豚1725円。
石部	イルカ平年10円
田子	イルカ1300円(カツオの7950円につき第2位)。「建切網中海豚ノ漁獲ハ尤モ盛ナルモノニシテ県下他ニ比スル処ナシ」 漁獲の1割をタレとし、清水・沼津に出荷。イルカ専用の「海豚狩網ハ今ヨリ十年前ノ創設ニテ新調スルニ七十三円五拾銭」を要した。鎌海豚網は明治12年の創設(漁法の詳細な記述あり)。
安良里	海豚逐網(葉製、長さ600尋、浮丈40尋)1張。明治4年5月、1300余匹尾、同14年、入道海豚10000円余、その後大漁なく、同21年に1200匹尾。清水(海上11里)へ出す。タレは、年間300円、沼津・清水を主とし、蒲原・城之腰にも出す。
土肥	明治13年6月、真海豚1000尾、同15年200余、同19年5月、松葉海豚12, 3尾、同23年5月、鎌海豚30尾。清水に出荷。
戸田	海豚漁獲量の1/6をタレ(1000斤)とし、米俵に入れ清水へ出荷。「鮪或ハ海豚漁ハ全村ノ漁者挙テ之ニ従事ス」
第5区	(江梨～木負) 建切網使用。「海豚ハ各区多少ヲ漁セザルナク古宇(150匹)・立保(150匹)ハ最も多獲スルガ如シ」 木負(100匹)、久料・足保(50匹)でもユルカの水揚げあり。
第6区	(重須～重寺) 大網使用。「無季節ニシテ重寺ニ多ク漁獲ス、此モノ四季ニ見海豚ヲ引率シテ来リ、其ノ水上ニ飛揚スルトキハ幼児ヲ胸膈ニ抱クヲ見ル」
第7区	(口野～内島郷)「江ノ浦以南ハ能ク海豚若クハ鰻ノ群来スルコトアルモ之ヲ漁獲スルノ術ナキヲ以テ将来之ガ良策ヲ廻ラサン」
獅子浜	収量の3割を塩海豚とし、清水に出す。
第8区	(沼津～田子浦) 塩海豚6000貫目、300円。

出典：『静岡水産誌』より作成

位置する内浦(現沼津市)において戦国時代にまでさかのぼり、相模湾に面した伊東でも江戸時代中期に行われていた記録がある。明治二十七年(一八九四)に刊行された『静岡県水産誌』^[1]には、静岡県を構成する伊豆・駿河・遠江三国の水産業の実態が「つづさに記録されているが、同書編集のための調査が実施された明治二十五、六年当時においては、伊豆半島各地でイルカ追込み漁が盛んに行われていた。その実態を販路も含めてまとめたのが表1である。表のうち第一・二区が東側の相模湾に面した地区、第三区以下はすべて駿河湾沿いの漁村である。」

本稿は、現在の沼津市内浦を中心に、戦国時代末期から行わ

れていたイルカ追込み漁の歴史を明らかにすることで、近世までさかのぼる記録がほとんどない伊豆各地のイルカ漁を研究するための基礎的な資料を提供するとともに、イルカ追込み漁が明治以降に特に注目され、一時的ではあるがその振興が企図されていたことを田子の例を挙げて明らかにすることを目的とする。なお、言うまでもなくイルカは哺乳類であるが捕獲する漁師にとっては大型魚の一種であり、マグロなどと同じ扱いをされているので、本稿でもその認識に従う。またイルカの漢字表記は、海豚・江豚・海鹿・鯨など多様であるが、本稿では依拠する資料に従い、筆者の文章においてはイルカと表記する。

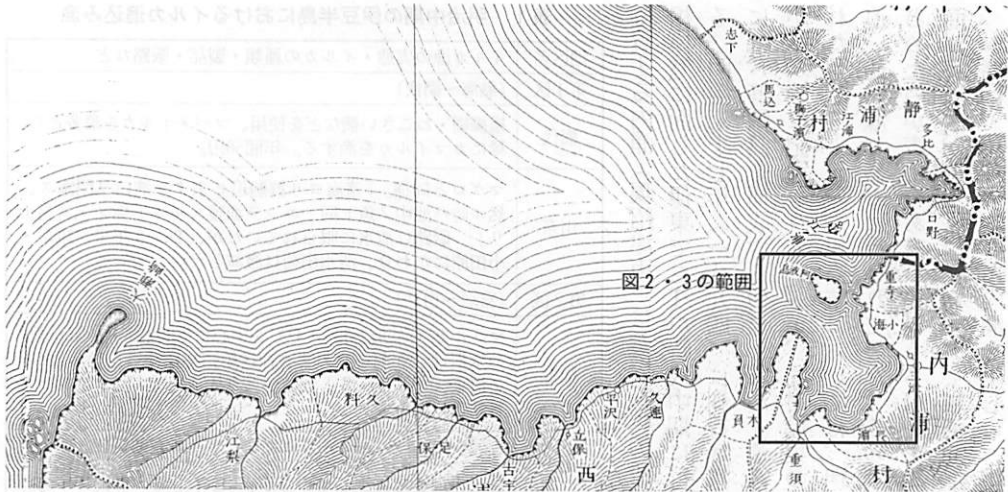


図1 明治中期の内浦とその周辺（『静岡県管内全図』より）

一 戦国期
獅子浜にお
けるイルカ
追い込み漁
静岡県における
イルカ追い込み
漁の初見
駿河湾の東の
奥、伊豆半島の
肩に当たる大瀬
崎の東側から沼
津港にかけての
大きく湾曲した
海岸線に並ぶ小
さな入江ごとに
形成された村落
（図1）は、中
世以来の通称で
何々五ヶ村など
と一括された通
称で呼ばれてい
た。その範囲は
時代によって変
遷があるが、明

治二十二年（一八八九）に田方郡西浦村・同内浦村・同静浦村
という三村に編成され、現在はすべて沼津市域になっている。
これらの集落に属する入江はマグロ、カツオ、イルカなどの魚
類が回遊してくる絶好の漁場であったので、地先にいくつもの
網戸あんどが設定され、その開発者の子孫か、もしくはは権利を入手し
た津元（村君とも呼ばれた）のもとに漁民が組織されて網戸ご
とに大掛かりな建切網が稼行されていた。
戦国末期の永祿六年（一五六三）、今川氏の家臣で、現在の
静岡県裾野市葛山かつやまに本拠を置いた葛山氏元が、獅子浜（旧静浦
村）の百姓たちに対して、イルカを積極的に「出合い狩りこむ」
ように命じた文書「史料1」があり、少なくとも十六世紀中ご
ろにはこの地において組織的なイルカ追い込み漁が行われてい
たことがわかる。命じられた植松氏は獅子浜を含む口野五ヶ村
（江浦・尾高・獅子浜・多比・田連）一帯を支配下においてい
た土豪で、安永八年（一七七九）に江川代官所に提出した家伝
によれば、元祖はおよそ九百年以前に獅子浜に住みつき、水帳
外の門屋敷五軒などを継承しているという。植松氏はこの時点
では葛山氏に仕えていたため、その力が及ぶ地域は当然ながら
今川氏の支配下にあったが、永祿十二年（一五六九）に武田氏
による駿河侵攻を機に葛山氏が武田方に移ったので、在地の土
豪たちは北条氏に仕えることになり、口野などは北条氏の御領
所となった。次に引用する三点のイルカ関係の文書発給者が途
中から葛山氏から北条氏へと変わる背景にはこのような事情が
あったが、植松氏による村落支配と追い込み漁のありようなど
には変化はなかった。

〔史料1〕

其浦へいるか（海豚）見え来にをいてハ、すなはち出合かりこむへし、疎略いたすにより、内浦へかりこまさるよし有其聞条、甚以曲事也、向後ハ北・南の百姓いづれも出合、あひかせきかりこむへし、其うへかせきの分としてハ、をのをの中へあみ走てうのふんわけとるへし、此上代官・上使・百姓等下知をそむき、如在いたすにをいてハ過怠を可申付之条如件、

井（永祿六年） 四月三日（朱印）

獅子浜北・南 百姓中

この葛山氏元朱印状は当地におけるイルカ漁に関する記録の初見であるとともに、五島列島の「青方文書」とならんで日本史上におけるイルカ漁の記録として極めて古いものである。文意は、イルカが回遊してきたら村をあげて出合い狩り込むこと、このところ狩り込みをしていないのは不届きであるので、南北獅子浜の百姓はともに狩り込みをせよ、稼ぎについては働きに応じて配分することを認める、という内容である。したがってこれ以前からイルカ追い込み漁が獅子浜村をあげて行われており、その収益は領主（葛山氏）にとっても無視できないものであったことが推定される。

ところで、今川義元の招きで駿府に滞在した京都の公家、山科言継の日記に今川家臣からイルカを贈られたことが出てくる。すなわち「甘利佐渡守使有之、取乱近日無音云々、午莠、イルカ等送之」とある。葛山氏は今川の重臣として駿府に屋敷を有していたことを考えると、これは獅子浜でとれたイルカ肉を葛山氏が提供した可能性がある。さらに午莠と一緒であることに

注目したい。現在のイルカのもっとも一般的な調理方がイルカ肉と午莠の味噌煮であるから、駿府の上流社会でもイルカが現在と同様に調理され、食されていたことを示すものであり、イルカ肉の流通と食方に関する貴重な記録である。

次の「史料2」は同年（一五六九）七月二日に発給されたもので、漁獲物の徴収に関して具体的に定めており、「五ヶ村へ立物仕置之御朱印」という端裏書がある。ちなみに立物の「立つ」とは、回遊してくる魚群を追いこんで確保することをいい、その対象となる大型魚類を立物といった。すでに天文二十二年（一五五三）には、今川義元が富士郡吉原の間屋、矢部孫三郎に対して、駿河湾の北岸に沿った蒲原から富士・沼津境あたりまでの海岸において「立物」には課税しないという判物を与えているが、対象となっている海岸線は平坦であり、口野ほど立物が期待できる場所ではないために非課税としたと見ることもできる。それに対して、口野五ヶ村には恒常的に立物があったことから、このような指示が出されたのであろう。立物は地先海面と浜辺で行われる漁業であったから、領主にとっては年貢賦課の対象となる耕地同様に扱うという発想があったかもしれない。

〔史料2〕

定条々

- 一 江豚於立之者、不寄大小如前々三ヶ一出置事
- 一 諸色之立物之儀、是も同前爾三ヶ一出置之間、如前々水之上にて可請取、但彼三ヶ一之儀者、至其時上使之被官ニ為算可致所務事

一 小代官もらいの事、兩人是も如前々々出置事

右条々、永無相違可致所務、縦雖有横合之申様、前々筋目を
以判形を遣之上者、一切不可及許容、然上者上使次二百姓中
嚴加下知可持致、其儀就無沙汰者、雖有判形不可相立者也、
仍如件、

永祿六年癸亥年 七月二日 (葛山) 氏元

(花押)

文意は、イルカ漁があったなら規模の大小を問わず三分の一
を徴収する。そのため立物(イルカ、マグロなど)については、
上使の被官が海上でその数を数える。また小代官と植松氏は従
来どおり「もらい」と称する配分を受け取ることができるとし
た(別な文書に「鯛もらい」という文言もある)。ここに見え
る上使とは葛山氏から派遣された監督者と解釈されるが、小代
官が誰をさすのかは明らかでない。ただし北条氏直轄地時代、
近隣の西浦では各村落単位ではなく西浦全体に小代官が派遣さ
れていたこと(註)からみて、漁獲物の数を数える上使の被官である
可能性が高い。

その後、植松氏は北条氏についたが、イルカ追込み漁に対
する賦課は従前通りであった。次の「史料3」は元龜三年(一
五七二)の北条氏光(北条氏康の七男)による掟で、「入鹿御
印判」という端裏書がある。

〔史料3〕 口野五ヶ村へ立物仕置之掟

一 しひ・海鹿其外之立物、就見来者、五里十里成共、舟共乘
出可持入事

一 網船朝者六ツを傍爾、晩者日之入を切而、船共乗組、無油
断立物可守事

一 此度改而、立物為奉行与、菊地被遣之間、彼者申様ニ、万
端可走廻、奉行人之背下知、不出舟を、或乗組致油断之旨、
奉行人於申上者、可為曲事

右、背三ヶ条付而者、代官・百姓可遂成敗之間、能々守
書付、奉行人之請指引、可走廻者也、仍如件

(元龜三年) 申 七月廿三日

植松右京亮殿

五ヶ村百姓舟方中

北条氏光が植松氏と五ヶ村百姓・舟方中に対し、しひ(マグ
ロ)・海鹿(イルカ)そのほか立物を発見したら、五里十里な
りとも舟を乗り出して狩り込めと命じている。しかも立物を管
理する「立物奉行」に菊池某を任命し現地に派遣している。領
主の財政にとって大きな意味を持っていたマグロ・イルカなど
の立物を確実に把握するためである。近世の事例ではあるが、
長崎県の対馬においても領主宗氏によって「江豚奉行」「鯨奉
行」「鯛奉行」が漁のたびに任命され現地に派遣されたことと
軌を一にした政策である。この年の十二月、今度は北条氏光の
意を受けた菊池が立物に対する課税を三分の一とすると改めて
確認した文書を出している。立物に対する課税は天正六年(一
五七八)にも見られ、地域漁業の核ともなっていた立物が、戦
国大名の財源の一部をなしていたことがあらためて確認できる。
なお先に見た葛山氏がイルカ追込みを督励し、さらに北条
氏が現地監督者を派遣するに至ったのは、百姓たちが漁業に不

熱心であつたからではなく、漁獲があつても未報告のまま内々に処理するような事態があつたからであらう。あるいは、本文中の「五里十里」という表現を相当の沖合までの意味であるとした場合、駿河湾沖から内浦湾内にイルカ群を追い込むには、大量の船と人員が必要である。そこで考えられるのは、伊豆半島西岸を拠点とし、軍船や輸送に多くの漁民を動員していた北条水軍の配下にあつて、素敵の役目を負わされていた可能性がある。獅子浜には水軍の基地である獅子浜城が築かれており、内浦湾の長浜城の船溜まりとされた重須は巨大な安宅船の基地になっていた。単純に考えれば、獅子浜の漁民達は本来の漁に關係ない素敵行動を忌避したのかもしれない。だが、天正十八年（一五九〇）の小田原落城とともに伊豆の諸港も徳川・豊臣軍の支配下にはいった。

二 重寺村の網戸とイルカ追い込み漁

重寺村のイルカばら

このように戦国時代から盛んであつた立物（漁）は、近世になって領主が変わつても従前通りの方法で自主的に行われていたと推定される。この地域の支配關係は複雑で、三島代官所支配、韭山代官所支配、沼津藩領など村落や時代によって錯綜している。しかし、近世初期には開発が完了していたと考えられる。網戸の支配権をもつ津元と、それに従属する網子によって構成される大網（建切網）の組織は、少なくとも江戸時代中ごろまでは旧来の経営を維持していた。網戸は主としてマグロ・カ

ツオ・ウズワなどの回遊魚を取り込んで文字通り一網打尽とするための漁場をさし、イルカ漁もこの網戸と津元支配下の漁労組織を利用して行われた。イルカ追い込み漁には、追い込みにふさわしい入江という地形的な条件に加えて、大量の船と人員、それに大規模な網が必要であつたが、これらはすべて大網の組織を転用できたのである。

駿河湾の東奥は、南北二つの小湾に分かれ（図1の地図参照）、先に見てきた獅子浜村は、北側の小湾沿いに江ノ浦・多比・口野とともに近代には静浦村とされた。南側の小湾沿いに居並ぶ重寺・小海・三津・長浜・重須の各村落は同じ時期に内浦村となった。重寺村の前面にある淡島は、この駿河湾最奥の内浦にやってくる魚群を捕獲するための網掛けにきわめて有利な位置にあり、内浦湾全体が大網漁にとって絶好の自然条件を備えていた。そのため、内浦湾には潮流（魚道）や沖合のネ（水面下の岩礁）、浜近くの海底の深浅などを勘察した、おびただしい数の網戸が設定されていた。網戸はそれぞれの集落の地先に設定されており、網戸開拓者の子孫が津元として網子を動員して漁を行い、所定の配分を得ていた。これを「家徳」ともいって、九州の五島列島では家徳は津元と同義で使用されている。これらの網戸のうち、重寺には「鋪洞（いるかばら）」と呼ばれた網戸がある。文字通り、イルカを追い込んで取りあげるのにふさわしい場所であつた（図2、3）。

『県水産誌』（巻二、二十オ）にはイルカ漁の實際が次のように記されている。

海豚ハ沖合ニテ之ヲ看出スモノアレハ村内ヲ呼ブ漁民ハ争フテ船ニ乗シテ沖合ニ漕出テ海豚ノ種類ヲ見分ケ若シ鎌海豚ナレバ

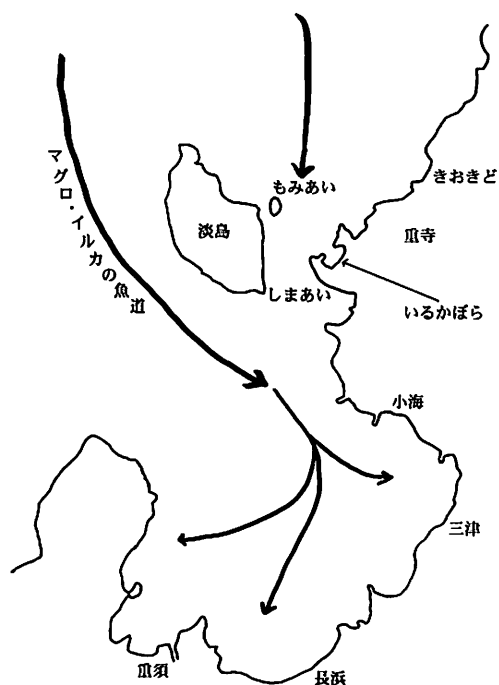


図2 内浦と「いるかぼら」(『沼津内浦の民俗』より)

直ニ帰船ス(鎌海豚ハ少シモ網ニ恐レズ)真海豚ナレバ二三里ノ沖合ヨリ船ヲ叩キ碇ヲ沈メ竹ニテ水面ヲ叩ク等ノ手段ヲ以テ漸々岸ニ狩寄セ字淡島字木置戸ノ両処ヨリ藁網ニテ囲ミ更ニ其中ニ四寸網ヲ入レテ字海豚洞ニ逐入レ小立網ニテ其洞口ヲ遮ル尙小曳網ニテ其中ニ卸シテ漸々磯ニ曳寄せ全ク近キニ寄せ付ケタレバ数十名海ニ入り小海豚ナレバ銘々一尾ツ、大海豚ナレバ数名ニテ一尾ヲ引揚ク

(この記述の前に網の説明があり、それによると「小立網」は、長さ一四〇尋の藁製で幅一〇尋(うち二〇〇尋は二寸五分目、四〇尋は七寸目)。「小曳網」は小立網の小型版)

捕獲対象となるのがマイルカであり、カマイルカは網に驚かないので捕獲不能とてあきらめるといだが、後で触れる田子

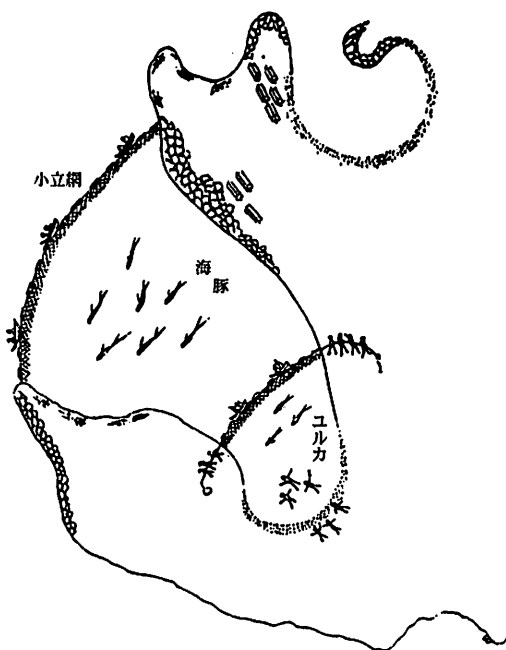


図3 重寺村の「いるかぼら」における追込み漁(『静岡県水産誌』巻二の図の一部を上下逆転させた)

の場合は、カマイルカ捕獲の工夫をこらしたという。これは明治中期におけるイルカ漁の実際であるが、捕獲方法と追い込み場所は近世からほとんど変わっていない。近世の重寺村におけるイルカ漁の様相は、次に示す重寺村例判書なる記録「史料4」に具体的に見える。これは貞享元年(一六八四)のもの¹⁵⁾と推定されるものである。

【史料4】

重寺村立物場四ヶ所網船四艘ニ御座候、鋪之儀は惣舟中罷出鋪洞江かり入申候、郷中へかり忠を出シ可申候、又他所舟参加情(精)仕候へ共、是もかり忠出シ可申候、先季々あミ舟四艘寄合ニ仕、津元之儀ハ其時之嶋合網戸見申者番之者津元仕候、若

又舗我まゝニ嶋合江入込申候へは、其時之あんと主老人ニ而立取ニ申はつニ御座候、若又舗我まゝニ立場江入申時網戸主網入置不申、余方之あミにて立申候へは、御年貢諸引残銭にて網戸代四ヶ老出シ申はつニ御座候(下略)

この文章に続き、しびまくろ・鯉・鱧・鮭(ウズワ)・しふわも同じ扱いであるとし、これらは伊奈幸右衛門(伊奈氏は三島代官所)入部の際に取りきめられたものであるとしている。文意は、重寺村に四か所の網戸と網船四艘があるが、イルカ漁に際しては村中の船が総出で「舗洞」に狩り込むことにしており、狩り込みに加わった船には「かり忠」が配分される。かり忠は加勢した他村の船にも配分する。網戸での操業権は固定されておらず、四人の網戸主のうち当日に嶋合網戸(舗洞の南側にある)にあたっていた家が津元となり、イルカが思い通りに動かず嶋合に入った時はそのときの網戸主が津元になり、たまたま網戸主が網を立てていないために他の網で捕獲した場合も、その網に対して年貢などを差し引いた残額の網戸代の四分の一を与えるというものである。

これは網戸の利用についての取り決めであるが、漁一回ごとの漁獲配分がどのように行われることになっていたのかを見ていこう。

漁の配分規定

享保十四年(一七二九)に重寺から役所に提出した「立漁分一引方書上帳」⁽¹⁶⁾には、鮪、めじか鰹大鮓、鮪の三つに区分けして、それぞれ、漁の利益配分が記載されている。そのうちマグロ漁とイルカ漁について、比較したのが表2である。全体で一

表2 享保14年における重寺村でのイルカとマグロの利益配分

イルカ			マグロ		
本数	名目	内容	本数	名目	内容
1		代物を諸神へ	1	諸神	
2		津元で食べる	3	胎	津元網子で食べる
4	手間		7	舟手間・岡手間	
			4	三色忠	手網三色の損料
2	見出シ	発見して狩舟を呼ぶ	4	見拵	魚見3人分
8	忠節	大灘から狩ってくる			
5	狩忠	参加全船対象			
4	切向	網舟8艘8人の船頭	6	切向	立網舟大小2艘の船頭
1	嶋合ふさぎ	淡島・重寺間の網張り			
5	小立網忠	小立網の損料	5	小立網忠	小立網の損料
			6	あて網忠	漁網の損料
小以			小以		
36		ここまでを水引という	36		ここまでを水引という
9.6	拾五引	立網・網船・網・碇修復入用に前々より引く	9.6	拾五引	立網・網船・網・碇修復入用に前々より引く
	三分老	分一 ⇒ 上記残りの3分1		三分老	分一 ⇒ 上記残りの3分1

出典：『享保14年立物分一方書上帳』より作成

〇〇本捕れたと仮定し、名目ごとに配分本数を示したものが、基礎数字が一〇〇本であるので、数値はそのまま割合(%)を示すことになる。本文末尾に「是ハ其時々入札値段ヲ以勘定仕候」とあるので、漁獲物を売却したあと、この割合に従って現金を配分したものであるが、たとえば、津元・漁師の脛とというのは、津元の取り分ではあるが漁の後で宴を開いて現物を食べたり、参加各戸におかずとして切り身をわけた可能性があるからすべてを売却したわけではあるまい。それはさておき、双方とも漁獲量の三六%が水引と称する、漁にかかわる直接経費である。

ただしマグロとイルカでは漁の形態が異なるので、配分名目にその特徴が表れている。たとえば、マグロ漁の場合は湾を見下ろす高所に魚見小屋を設けて終日見張りがたった。この魚見小屋のことを峯といったので、魚群を発見した報奨を「みね(見祢)」と表現した。それに対して、イルカの場合は沖合でそれぞれ漁をしている舟が偶然発見するもので、しかも多くて年に数回という頻度であったから、魚群発見は大変な功績となる。地域によっては最初に発見した者、それに続いた者というように通減式に報奨が出されている。またイルカ漁の特色は、発見後「大灘から狩」というように、沖合から威嚇しながら岸近くまで追い込まねばならない。発見後、群れを確保する作業を「忠節」といい「大灘ニ相見へ申候を、当所之者ハ不及申ニ何方之者ニ而も鮪見付次第狩来リ申候者共、一番舟より十番舟迄忠節と名付褒美ニ出シ申候」というように、これだけは村の漁業権云々ではなく、とにかく狩り込み作業に従事した者はこの村であっても報奨を出すというのである。追い込み作業は

それだけ迅速に行く必要があり、かつ一艘でも多いほど捕獲の確立が高くなる。その意味で、忠節には水引のうち最大の八本、すなわち漁獲量全体の八%が配当されている。さらに重寺村の場合は村の沖に浮かぶ淡島と村の間に網を張って群れを確保する作業が続く。これが嶋合ふさぎという具体的な作業名で表現されている。いっぽう、マグロ漁では何種類かの網を使い分けると、他村の協力は不要であるので、その分、網関係の配分が多くなっている。そして、マグロ・イルカともに水引は三六本であり、残りの六四本に対して種々の網や船の修復費用を拾五と称して一五%(九・六本)を引く。これは全体会計として積立に回されるのであろう。ここまでの残りは、計算上は五四・四本であり、これに税としての「分一」がかかる。分一といっても実際はこの三分一であるから、最終的には一〇〇本の漁に対する税は、一八・一三%ということになる。したがって経費・諸税を除いた三六・二七本(%)が実際に漁に従事した者に配分されたことになるが、その内訳についてはこの資料からは明らかにできない。

こうした配分規定はおそらく近世を通じてほぼ変化なかったと思われる。しかし後述するが、近代のイルカ漁に際しては、実際に海に飛び込んでイルカを浜にまで担ぎあげる仕事を村の若者が担っていて、それに対して濡れ代などと称する報償が出されたり、病気などの理由で漁に参加できない家に対しても漁獲配分があるのが普通だった。この規定をもとに考えれば、最終的な利益である三六%余が、配分単位となるシロに充てて漁民に配分されていたと考えられる。

三 長浜など四ヶ村のイルカ漁

共同漁の構成

長浜村（沼津市長浜）の名は洪沢敬三が発見し『豆州内浦漁民史料』として刊行した膨大な漁村関係の文書群の存在で高い。文書群発見のきっかけを作り、かつそれらの所蔵者であった大川四郎左衛門は長浜の津元の家柄であり、しかもすぐれた話者でもあったので、彼の話を織りこみながら洪沢が同史料集の巻頭に書いた「本書成立の由来」は文書の背景や内容を知ろうえに大きな手掛かりを与えてくれる。次に、この史料をもとに長浜とその周辺村落のイルカ漁についてまとめる。

まず網戸の利用についてみると、ここでは「立物場」が五ヶ所、「立物舟」も五艘あり、その権利を有する津元がまわり番で利用することになっていた。そこで他所の者が網を入れた場合は年貢を引いた後の三分の一を網戸代として納めること、たまたま網を干していたときに村内の他の津元が網を入れて漁獲した場合は話合いで決めるという慣行があった（『漁民史料』第一五八・一五九号）。この文書は慶安三年（一六五〇）に代官所あてに提出されたものだが、その背景には「古宇村（西浦に属する）ニ小罇干斗」立った時に、久左衛門と三郎右衛門の兄弟間で配分について悶着があったことから、他の村の慣行を調査したときの返答である。

重須村と長浜村は近世初期から共同で鯨（寄鯨）とイルカ漁を行っており、元和五年（一六一九）に漁のあとの双方の取り分について取り決めをしている（『漁民史料』五〇号）。それに

よると以前は長浜九分、重須三分だったが、今回から長浜一〇分、重須四分とする。網船は油断なく出すこととするが、「いるかかり舟之儀ハ船数次第かり忠子（ママ）にて如前々出し可申候」すなわちイルカを追い込む場合には村の全船を出動させることを取り決めていた。また寛永十一年（一六三四）にも両村の取り決めがあり（『漁民史料』七〇号）、長浜は「あさね」から、重須は「なごや」から立てる（網をかける）ことを確認し、配分は長浜一〇、重須五に変わっている。この割合は鯨でもイルカでも同じで、たとえ一本だけが浜に走りあがった場合でもやはりこの割合を守ると取り決めた。なお正保二年（一六四五）における長浜村は、家数四六（内寺四、馬屋一）、人数二四四人（五人出家）、船は網舟五、かつこ舟六、小さん舟三である（『漁民史料』九八号）。

しかし両村が面している三津湾には三津村・小海村が設定している網戸もある。イルカ追い込みのような大規模な漁となればこの二ヶ村も無関係ではいられない。そこで、重須・長浜の取り決め以後に四ヶ村共同で漁を行うようにするという話合いがなされたと推定される。

重須・長浜両村の取り決めからは三〇年後、寛文六年（一六六六）極月七日の「相定申大罇小罇寄合証文之事」（『漁民史料』二七四号）には、これら四ヶ村それぞれの網舟・かり舟の位置を定めた上で「わけ之義ハ御三ヶ一を引、相残ル魚数ニ而三ニわけ三津小海壹分、三ヶ二者長浜重須へ取可申候」、また、狩りこんだイルカの「魚よせ場之義者三度ニ意度三津小海、二度ハ長浜重須、番廻リニよせ可申候」、さらに「かり舟壹艘も不残出シ可申候」とさだめており、四ヶ村あげての大規模な

表3 明治中期における内浦の村々の実情

	重寺	小海	三津	長浜	重須
戸数	73	33	147	43	58
人口	474	254	869	354	443
漁業戸数	68	28	22	38	36
漁業収入	90%	50%	10%	70%	30%
商業収入	10%	20%	50%	5%	—
農業収入	—	30%	40%	25%	70%
大船	4艘	—	—	5艘	3艘
網船	4艘	3艘	3艘	5艘	3艘
小漁船	43艘	13艘	8艘	36艘	—
伝馬船	2艘	5艘	—	6艘	13艘
大網	4	3	3	5	3

出典：『静岡県水産誌』より作成

漁であることが示されている。この時点で長浜・重須両村は三津・小海両村に対して二倍の取分を得ている。ずっと後の明治期の数字ではあるが、表3によると長浜・重須両村のほうが漁業にかける比重が高いことがわかる。この取り決めがなされた十余年後の延宝四年（一六七六）、村ごとの配分比率について異論が出され、次のように改められた（『漁民史料』三二八号）。すなわち捕獲した鮪から三分の一（税）引いた残高を百本にした場合、長浜・重須両村が六三本、三津・小海両村は三七本とする。若干ながら三津・小海両村の取り分が増加したことになる。しかし元禄十年（一六九七）、イルカを重須に寄せていた最中に、同じ湾内にメジカが入ってきたので長浜の網代に入れた。その結果、長浜・重須両村の間で取分やイルカ漁の作業の上で悶着が起こったらしく、両村が四ヶ村の寄合を抜けると言いだしたので、三津・小海両村の仲裁により、同様な事態が生じた時の措置を定めると同時に、鮪についての長浜・重須両村の配分率を重須五、長浜十と定めた（『漁民

史料』四六〇号）。明治中期にも、海豚・鯨子の場合には長浜と重須で二対一に分けると記されているので（『県水産誌』（巻四三四頁オ）、このときの配分比率はずっと維持されたと考えられる。両村における漁業比率を再び表3に見ても、この差はうなずける。

四ヶ村寄合における村相互の配分比率は以上のようなであったが、各村内における網元・網子の取分はどのように配分されたのか、そのことをうかがわせるのがこの四ヶ村に重寺村と木負村を加えた六ヶ村連名でそれぞれの支配所あてに書かれた明和二年（一七六五）十月「乍恐口上書ヲ以申上候」である（『漁民史料』七八八号）。

村内での配分

たとえば、重寺村では、三分の一が領主に、残り三分二を三つ割にして、一は網子、二を津元がとる。これを徳用割という。ただし津元は年貢などを負担する。重寺村には網戸が四か所あって四組が操業しているが、この網戸は交代で使用している。イルカ漁は網組すべてが参加してイルカ洞に追い込むが、その日にイルカ洞の番にあたっていた津元が津元番として上記の配分の責任者となる。いっぽう小海・三津・長浜・重須の四か村はイルカ漁を共同で行い、追い込んだ網戸が小海・三津の場合は「定津元」である三津村の伝左衛門のもとで処理され、納税も伝左衛門の責任であった。ただし三分一を引いた残りの配分は、小海村では網子一、津元二と重寺と同じだが、三津村では網子、津元各一で網子の取り分が多い。イルカの追い込み先が長浜村であった場合は村中のどの網戸であっても津元は用助（津元の個人名）になり、しかも三分一を引いた残りは四つ割にして用

助が三をとった。もうひとつの重須村でも津元の取り分は三であったが、定津元ではなく、追い込みのあった網戸の番にあたっていた津元が納税責任者となった。木負村の配分方法は重須村と同じである。共同で実施していた四か村が、それぞれ村によって津元が固定していたり、三分の一を引いた残りの配分(徳分)が異なっているのは、網戸成立に関わる事情が背景にあるのだろう。

捕獲したイルカの販売については、宝永七年(一七一〇)の「長浜村郷村並反別差出帳」(『漁民史料』四七四)に次のような記述が見える

〔史料5〕

海獺是ハ舗まくろめしか鰹鮭、此分立獺仕候節ハ当村御役人様へ御注進仕、御改ヲ請、近浦之商人入札ニ致、其直段ニて御運上差上ケ申候、魚数之義、舗百本程めしか百(二百)本鮪貳拾四五(五十)本程鰹五拾本鮪六百五拾本程取申候、此金高貳拾四五(七)両程年中獺仕候

舗鮪などが立って漁ができたときは役人に注進して御改を受けてから近浦の商人に入札させ、その代金で諸般の支払いにあてたことがわかる。引用文は差出帳の本文に張り紙をした部分であり、さらに本文の()内の数字は訂正箇所であるので、役所へは適当に申告した様子がうかがえる。

四 内浦におけるイルカ追い込み漁の衰退と変質

津元と網子

イルカ追い込み漁は、これまで見てきた内浦地区の西にあたる江梨(近代の西浦村)においても行われていた。「舗、鮪、鰹、めしか此分立獺」したときには、長浜村役人に注進のうえ、隣郷の商人に入札、その三分一を海運上として差し上げる^①とあり、同じ内容が宝暦十年(一七〇六)の差出帳にも見える。イルカ追い込み漁とはほぼ同じ形態で実施される立漁(マゲロなどが主たる対象)の労働力編成について、寛延元年(一七四八)に江梨村の津元四名と、昔からその配下にあった網子との間に悶着が生じた。そのいきさつの要点を関連文書から摘記してみ^②る。

江梨村ではこれまで四人の津元が網戸をもち、村の者四八人を網子としてきたが、そのうち三七人が漁の精算時に「小引十分」という二項目を廃止せよ、つまりその分だけ全体に配分する総量が増えるようにという要求をし、聞かなければ我々も網戸において入込で立漁をするという。しかし津元の言い分では「立漁網戸場之義ハ代々拙者共津元家徳ニ御座候」すなわち、もともと網戸は津元の祖先が開発したものであり、そこに新規の網を立てれば双方とも魚を捕り逃がすことになり、運上に差し支えるので、離反者はともかく残った者に水呑を網子として加えることで漁を維持したいと訴えた。しかし、同三年、津元の要求は役所から否定され、津元が独自にそれぞれ三人ずつ雇用しようとした網子も三人のうち一人ずつは認められなかった。

また漁に際しては「魚千本浜江取揚候得は、外ニ貳百五拾本も三百本もかけ之物と申脇江引廻シ網子共方江取申候、此義拙者共せいとう（制統、制約を加えること）仕候得共、網子は大勢之義ニ御座候得は吟味も相届キ不申候」というように、漁獲本数確認前に隠してしまふ、いわゆるドーシンポー（九州ではカシラという）という公然たる盗みが横行しているのです、このような「隠取」を禁止してほしいと訴えた。津元にとって受け入れがたい要求を続けるなら、浜における慣行を否定するといふのである。

この事件の本質は、次のように理解できよう。すなわち、旧来の津元が保持してきた網戸の権利と網子に対する支配について、網子たちから漁の配分割合を増やすように要求があり、言うことをきかなければ、自分たちが網を立てると津元に圧力をかけてきたのである。結局は津元重視の慣行が追認されたようであるが、津元ではない村方三役が津元・船繋・網子の区分なく平均に割るようにより要求し、実際に丑年（文化十四年）の鮪漁に際してこの基準を適用した。この紛争は結果的には津元の権利が継続されたとみられるが、旧来の体制に対する村内の不満が高まっている分、逆にいえば、それだけ網子の発言力が増大してきたことを示している。このことはとりもなおさず旧来の津元・網子という世襲的な労働力編成に限界が見えたということであった。

明治三年（一八七〇）には、長浜村では前年の秋以来「津元網子魚漁一件差縫」が生じており、当時の葦山県役所に津元と網子との関係を報告している。そのなかで、毎年正月十五日に吉例として津元四郎左衛門家では小豆粥を作り村中網子三十人

にふるまいをする。これを「くひつり粥」というのをはじめ、津元と網子との間に年中行事に際して様々な儀礼があることが報告されている。しかしこのようななかたちで網子を拘束することに対する反発が高まっており、漁獲の配分内容を網子有利な方向に改訂している（『漁民史料』一四六七・一四六八号）。

また木負では、先祖が漁場を開拓したと伝える津元が大きな力を持ち、利益の半分を自らの収入としてきたことに対し、「人心漸ク進歩シ津元ノ権力ニ服セサルニ至リ」明治初年に紛争が生じている（『県水産誌』巻四、九頁ウ）。

明治政府の漁業政策

明治新政府は全国の土地の統一的な管理と税收確保を目的に地租改正を断行したが、漁業に関しても同じような思想にもとづいて新たな法整備を進め、明治八年、地域の慣行のもとに継承されてきた江戸時代以来の漁場の権利及び領主に対する納税制度に大変更を加えた。すなわち雑税廃止（明治八年二月太政官布告第二十三号）と海面官有宣言（同年十二月同百九十五号）である。これは端的にいえば、漁場占有の対価として領主に對して納入してきた雑税はすべて廃止し、漁場たる海面はすべて官有とし、その上に立って「捕魚採藻」を希望する者は借用願を提出させ調査のうえ許可する（同二百十五号）ということである。唐突に施行されることになったこの制度は関係者に大きな混乱を引き起こした。抜け目なく借用願を提出した津元は海面占有を認められ、従来通りの方式で網子を支配下に置こうとしたが、法令の内容を知った網子たちのなかには自ら海面使用許可願を作成し、津元による独占の排除を計画する者もあった。

明治九年六月、重寺村・小海村・三津村・長浜村・木負村の

五ヶ村の小前たちは連名で、静岡県令に対して次のように訴えた。すなわち、我々五ヶ村の二千余人は耕地が狭いため漁業を営んできたが、このたび津元たちに旧来の慣行に基づいて海面占有許可を与えたのは納得できない。「従前津元ト自称シ一般ノ人民者ハ寒暑ヲ犯シ営業勉勵候ヲ袖手シテ過当ノ利益ヲ引取、(我々は) 奴僕ノ如ク取扱」われてきた。しかし今回の雑税廃止は「旧来ノ陋習ヲ脱去シ各村村落共和営業候へハ平等ノ潤沢ヲ得」る機会であるはずにもかかわらず、今更海面凡何町というような区画をたて「一村ニシテ僅ニ三四名へ御貸渡シ候者、乍恐前布達ニ相反シ殊ニ僅少ノ人員ニテハ営業決テ難相成漁場」であるというのである(『漁民史料』一五四四号)。海面官有化を契機に旧来の津元・網子の関係を破棄して「共和営業」とするのが新法令の趣旨ではないかと、激烈な表現で自己主張したのであった。この訴えは「下戻」となり、津元の権利が守られたのではあるが、すでに近世末期から顕在化していた津元・網子の対立は、もはや引き返すことのできない段階にまで到達していたのである。こうした混乱をおそれた政府は明治九年七月に旧来の慣行をできるだけ維持し、結果的に幕末における漁業生産機構をそのまま継承させる方向に変換した。また廃止した雑税にかわり、府県税を賦課し(明治九年太政官布達第七十四号)、府県ごとに漁業取締規則を制定させて府県の権限による漁業管理を行わせるようにした。

その後、政府は明治十九年にいたって漁業組合準則を定めた。これは組合を作らせることで旧来の漁業慣行を維持しようというもので、各地で結成された組合の規約の多くは旧藩以来の慣行とか、従来の慣行によるといふ文言を含んでいた。²⁰⁾その後、

明治三四年(一九〇一)に法律第三四号漁業法が公布され、翌年七月一日から施行されることになった。これがいわゆる旧漁業法であり戦前期における日本漁業の体系がここに整ったのである。

内湾における新漁法と旧来の追い込み漁

このように漁業制度の変化のなかで、旧来の津元の権威が否定されていくと、そのもとに編成されていた網子の大網組織にも亀裂が入り、やがて政府が推進した漁業組合組織にその経営権が引き継がれていった。その結果、大網の組織が主体となっていたイルカ追込み漁も衰退していくのだが、イルカ追込み漁衰退の原因はこのような組織の変化にだけもとめられるものではなかった。要因のひとつがイルカの回遊度数が減少したことにあることは当然予想されるが、むしろ、新しい漁法の採用が広大な海面を独占する追込み漁にとって最大の障害となるのである。

そのことを示す比較的古い資料がある。万治四年(一八六一)に重寺・小海・三津・長浜・重須村連名の訴状に「これまで無かったあくり(揚操網)と申す大網を口野村多比村江野浦村之衆」が仕立て、サンマ網とはいいながらすべての魚を沖で「すくい取」にするために魚道が止められて困る、また長縄でヨコワ、カツオに至るまで釣りとしてしまうため、立漁も釣魚もできない、と訴えた例である(『漁民史料』二四七号)。さらに嘉永から安政にかけて「長縄」「まかせ」という新漁法が採用され始め、いずれも沖合において、マグロなどが回遊してくる魚道に関係なく魚をするため、網戸での「待ちの漁業」は次第に衰退に向かうことになる。

幕末から明治初年にいたるイルカ追込み漁の動向を物語る資料は少ないが、明治六年の久料村の「漁業取扱方書上帳」には、魚のとらえ方として、「鮪・鰹・鮪之類沖立八百尋之網ニテ立廻シ、中小切網ハ芋附之網ニテ引寄、取網ニテ□揚売捌」とあるから、少なくともこの時点においてはイルカも依然として立物の一つと考えられていたことがわかる。ところが、『静岡県水産誌』が編纂された明治中期の重寺について次のような記述がある。すなわち、重寺は近辺の村ではもっとも「ゆるか（イルカ）」を多く漁獲している。「此モノ四季ニ兒海豚ヲ引率シテ来リ其水上ニ飛揚スルトキハ幼兒ヲ胸臍ニ抱クヲ見ル」（第三卷二六頁ウ）。また大網漁が衰退してきたのは「漁業上さかまた・ゆるかノ類ハ最モ効力アルモノニシテ能ク魚群ヲ漁場ニ逐込ム故ヲ以テ之ヲ徳神ト唱フ然ルニ輓近争フテ之ヲ捕獲スルニヨリ魚群ノ来集日々減少スル所以ナリ」（『県水産誌』第三卷、三二頁オ、傍線原文）と述べ、本来イルカなどが魚群を追い込んでくるので豊漁であったのが、近年になってイルカの捕獲が盛んになったので回遊する魚が減ったのであると断じている。これは内浦などの内湾におけるイルカ漁ではなく、むしろ伊豆半島西岸に点在する土肥、安良里、田子などにおける追込み漁が盛んになったために内浦に来る前にイルカの群れが捕獲されていることを示すものと考えられる。

小海村が作成した「君沢郡小海村海漁表控」（『沼津漁村記録』三八・三九）には、明治十三年における同村の漁法と営業人員がまとめられている。この年、戸数は三一戸、人口は二一九人であった。地引網がマグロやイルカなど七種目を対象にしており一三年以上七〇年未満の者がそれぞれ四六人、一三年未

満七〇年以上が各一〇人で、合計五六人を要するとされている（この村の漁業人員が専業二〇人、兼業三六人とあるので、必要人数五六人は数合わせの結果か）。大網は付属の網戸とも四七五円、一か年の修繕費が一二〇円、網船で三方に張り木碇で固定し、順次海岸に引き寄せるといふものである。なおイルカ漁は規模が大きいため単独で実施することは不可能であり、小海・三津・長浜・重須の四カ村が合併で行ったとあるのは、さきに紹介した近世の四ヶ村取り決めに継承していることを示す。漁法は次のように記述されている。イルカが沖合に見えるや、数十艘の小船が出て小石を投げ、舷を叩いて脅し、重須の場合には神前から、小海は字久保浜から立出してこの網を沖合で合わせる。それから囲いこんだ網の内側に何度も網を入れてはイルカが向く方に追い込んで捕えるとされる。ただし、明治十三年には捕獲がなかった。

中世のイルカ追込み漁の記録を残していた獅子浜の南に位置する江浦では、大正十三年に海豚が一七五貫八〇〇匁、三八七円（貫匁あたり二円二〇銭）の水揚げがあったが、目方からみればせいぜい一〇頭程度にすぎない。昭和初年にはイルカ捕獲の記録がなく（『沼津漁村記録』四五）、おそらくは大正期中イルカ追込み漁は終焉を迎えたと思われる。

さらに立漁の重要な対象であったカツオについて、一本釣り漁法が盛んになるにつれて釣りのための生餌の採取目的にイワシ網が操業され、しかも釣り船の需要にこたえるために常時生簀においてイワシを畜養するようになり、海面に多くの生簀が設置されるようになる。これではイルカ追込み漁は実質的に不可能である。

駿河湾最奥においては、このような状況の下でイルカ追込み漁はほぼ明治期をもって終焉を迎えたが、伊豆半島西海岸に点在する漁村においては、むしろ明治期以降に追込み漁が盛んになっていった。それは、イルカの利用法が種々研究され、重要な水産資源であるという認識が全国的に高まっていったことと関係ある。明治二十年代初めに調査編纂された『静岡県水産誌』の編者が、イルカ漁の将来性をしきりと語っているのも、この風潮と無関係ではない。次に、同書が県下で最もイルカ追込み漁が盛んであるとした田子(西伊豆町)を例にとって考えてみよう。

五 西伊豆田子におけるイルカ漁の盛衰

水産界がイルカに注目

田子湾は典型的な袋状をしており、かつ湾口には防波堤のよきな位置に田子島が控え、イルカ追い込み漁にとって理想的であったが、近世の田子においてイルカ漁が盛んであったという史料はない。おそらくカツオやマグロの立切網を流用するという程度であつたらう。しかし明治期になると専用の網を新調してイルカ漁に本格的に取り組むようになった。『静岡県水産誌』には、田子の全戸数は四四三戸、うち漁家は一九二、漁師は三七四人とある。漁獲のうち金額的にはカツオ釣り漁が卓越しており、明治二十年初めに村の全漁獲金額一万六八四五円のうち七九五〇円で、約四七%を占めていた。これには立切網の漁獲物も含まれているが、立切網による漁獲だけをみるとカツオは明治二十二年に四十円余、同二十三年に四一八円余であつたの

に対し、同じ網でイルカは九八二円余、一〇一〇円余であり、沿岸の網漁においてイルカ漁が大きな位置をしめていることがわかる(『県水産誌』巻二一六九頁オ)。なお水揚げしたイルカの一割は「海豚のたれ」に加工され清水・沼津に出荷された。

『静岡県水産誌』の編者は、イルカ漁を今後発展させるべき重要な漁業のひとつであると考えていた。とくに伊豆半島西海岸にあって、同書編纂当時、もっともイルカ漁が盛んであつたこの田子の例を中心に引きながら所説を展開しているのである。すなわち、県下各漁場にイルカが回遊してくることは多いが、捕獲法において田子は「最も優りタル者ニシテ現ニ他方ノ模範」となる。しかも部落結合と動員できる船数が多いことも田子にとって好条件である。イルカは利用の道も広いために利益も多い。「現ニ海豚漁ヲ創始シタル以来住民ノ生活上ニ影響セシコト実ニ著シク漁村ノ饒カナルコト他ニ稀ナリ」。なお安良里では新しい海豚網を考案した者がいるとして、その網の構造を紹介しているが、それは目合五、六寸の刺し網で「海豚ハ網眼ニ罹リ苦悶スルコト暫時ニシテ呼吸ヲ絶」つので捕獲は容易であり、これを使用すれば地形に関係なく捕獲が可能になるであろうとしている(巻一、二五オ)。土肥の項においても、ここは全戸数三七九という大きな村でありながら漁家は九八戸、しかもカツオ漁が中心である。しかし湾は狭く将来の発展が望めない以上、遠洋漁業を發展させるか、もしくはイルカ漁に適した湾形であるので「近郷各字ト共同一致ノ運動ヲ以テ田子ニ於ケルカ如ク海豚ノ捕獲ニ勉ムル時ハ亦以テ生計ノ一助トナル可シ」という。実際、明治十三年六月にマイルカ一〇〇〇頭、同十五年には同二〇〇頭、十九年五月頃には「松葉海豚」一二、

表4 『大日本水産会報告』『大日本水産会報』掲載のイルカ関係文献目録

創刊号から122号まで		『大日本水産会報告』	
16号	明治16年6月	海鹿ヲ使役シ及ヒ其ノ模型ヲ以テ漁業ヲ行フ説	山崎亀蔵
21号	明治17年2月	海豚捕獲及製法並に販路に係る質疑	四家文吉
24号	明治17年3月	海豚英名「ボルボイス」鯉より製したる背油の説	東京 金木十一郎
26号	明治17年5月	海豚(鮫)捕獲及び製法の質問 回答は能登珠洲の事例	宮城県 角張直之助
37号	明治18年4月	奥羽水産概況(赤崎、綾里でイルカ)	松原新之助
41号	明治18年9月	同上(秋田県ではイルカの漁法を知らず)	同上
59号	明治20年2月	海豚質問(肉・脂・骨)	三重県 芝原伴輔
61号	明治20年4月	海豚器械油製法質問	東京 鈴木栄吾
63号	明治20年6月	海豚諸件(海豚の種類、形状、性質捕獲法及び効用) シャチ 海豚捕獲及魚皮質問(26号記事に関して)	山口県 宮内俊造
67号	明治20年10月	海豚脳油製法質問	静岡県土肥 関格太郎
89号	明治22年8月	秋田県由利郡小砂村海豚捕獲の景況	秋田県 長瀬通一
95号	明治23年3月	海豚捕獲法等に付質問	岩手県 佐藤賢治
98号	明治23年6月	海豚捕獲の統計及び利用上の調査 石川・静岡・岩手3県に質問 その回答 石川県鳳至郡宇出津町・珠洲郡高倉村真脇 静岡県安良里・田子・伊東村・稲取村・川奈・内浦・戸田 岩手県釜石町・船越村	
101号	明治23年9月	伊豆国田子港海豚捕獲の概況	静岡県 岸上正作
第123号から397号まで		『大日本水産会報』	398号以下は『水産界』
146号	明治27年	海豚皮製革法の質問	愛媛県 朝家萬太郎
164号	明治29年	いるかについての質問(種類・生態・製法)	高知県 岡部豊
175号	明治30年1月	巨頭鯨の大漁(茨城県平磯町大字磯崎で74頭)	
194号	明治31年8月	海豚の鞣革	
199号	明治32年1月	海豚油と海豚の捕獲	
204号	明治32年6月	海豚皮製革法	
265号	明治37年9月	海豚缶詰の製造(能登半島小木と真脇で3000頭)	
270号	明治38年2月	海豚大漁(伊豆川奈浜 37年11月から本年1月までで8425頭)	
325号	明治42年10月	海豚の利用(石川県ではマイルカをテングイルカ、ラッパイルカ) 水産講習所技師 吉岡哲太郎	
374号	大正2年11月	海豚皮製革法(水産上の発明特許取得)	

三頭、二十三年にカマイルカ三〇頭を捕獲している実績があるのだが、関係各字とは「呉越ノ軋轢」つまり仲が悪いのは誠に遺憾である(『県水産誌』巻三、百八十九オ)。つまり、一村単独で実施できないなら近村が共同してでも実施すべきであると

力説している。すでに近世から列島各地においてイルカ追込み漁が実施され地方の食素材として活用されていただけでなく、油はもちろん肥料となるその絞り粕が売買されていたが、全国的視野からイルカ漁が注目されたのは明治になっ

てからである。それはひとつは新政府の漁業政策のなかで従来は大網組織の流用というような形で任意に行われていたイルカ追込み漁が、海面の権利認定に際して法的根拠が必要となり、のちに特殊漁業権として漁の権利が認定されたこと、もうひとつは大日本水産会の結成と関係がある。同会は明治十五年(一八八二)に皇族を会頭に戴き、漁業を海国日本の発展の大きな柱に据え漁業振興のために幅広い活動を開始した。機関誌は『大日本水産会報告』(一一二号まで)、一一三号以後は『大日本水産会報』(三九七号まで)、三九八号からは『水産界』と改称しているが、とくに明治期における誌上にイルカ関係の記事が散見される。その主要な表題は表4のとおりであるが、とくにイルカの利用法としては、肉の利用法はもちろん、良質な機械油となる油が注目されていた。実際『県水産誌』

(巻一、一二九ウ)には、海豚油精油法には寒搾と熱搾がある、前者は海豚の脂肪を蔭所に吊るして自然に油分が滴り落ちるのを待つか、圧力を加えて絞り出すことをいい、後者は釜で煮だすと説明している。またイルカの皮革の利用法が注目されていたこともわかる。つまり、静岡県が水産誌編纂に着手したのは、まさにイルカ漁が水産界の耳目を集めていた時期であった。

同書を編纂した人物は序文によれば、遠州地方は、和歌山県出身の岸上正作、県下全般を高橋興作が担当した。そのうちの岸上が『大日本水産会報告』(一〇一号、明治二十三年)に「伊豆田子港海豚捕獲の概況」という一文を寄せている。まさに県水産誌編纂の最中で、同年八月二十二日、たまたま田子でイルカ追込み漁を実見したのであった。この報告の骨子が静岡県水産誌の田子の項に活用されている(このことから二人の調査対象地の区分が必ずしも厳密ではなかったことがわかる)。その記述が詳細になるのも当然であった。

田子におけるイルカ追込み漁の方法 岸上はイルカ漁には二つの方法があるとし、ひとつは湾内捕、もうひとつは沖捕といふべきもので、秋分から春分にかけての頃、沖合にイルカが発見されるや一斉に船を出し、「海上三里乃至四五里に至り其群を囲攻逐して湾内」に追込む方法をいう。以下の記述は右の岸上の報告と『静岡県水産誌』の二つを合わせたものである。

イルカ群を沖合で発見するや目印を立てて村に通報する。また沖合にいる他の船も群を確認すると目印をたてて群に向かう。村を出た漁船とともに群を三方から囲み岸に向かって追い込みを始める。「漁者ハ一斉ニ舷ヲ叩キ帆ヲ沈メ碇ヲ投スル等数里ノ沖合ヨリ漸々ニ湾内ニ囲攻逐逐ス」という大がかりな追い込

み作業となる。そのあとはイルカの種類によって作業が異なる。マイルカなら、湾内に入れてから湾口を小目網(網船二艘、曳船五、六艘)で遮断し、そのまま網を引きよせて網内が狭まったところで海豚取網(伝馬船二艘に二〇名乗り込み、別に三名あて乗組みの浮子付船四艘を入れて網の上縁を保つ)を入れ、片手あて一〇〇人ほどがとりついて岸のほうに引き寄せる(図4)。

湾口を塞ぐのに用いられる小目網は繩製。網幅三三尋で一切の長さは二五尋、浮子網の長さが三〇一尋、鎖子(錘)網が二八七尋とともに片手であるので、小目網の全長はおおよそ六〇〇尋、すなわち九〇〇mほどになる。

カマイルカの場合は、湾内に入ったイルカに対して鎌海豚網(船二艘、一〇人乗り)を下して退路をふさぎ、イルカが湾の奥に向かったところで網を引き揚げ、群に近づいて外垣のようにしてさらに追う。そして小目網で湾口を塞ぎ、四艘の曳船を使ってその内側にあらためて鎌海豚網を下ろす。そして「数十艘ノ漁船ハ網ノ周圍ニ附添ヒ船舷ヨリ数条ノ小繩ヲ垂レテ網ヲ船側ニ吊シ上ケ以テ海豚ヲシテ網ノ浮子上ヲ跳躍シテ逃逸スル事能ハサラシメ尚此他ニ数艘ノ捕獲船ハ常ニ其網中ヲ巡リテ駆逐シ或ハ網ニ罹レルヲ鋸殺スル等夫々分業シ鎌海豚網ハ漸々陸地ニ曳揚ケ網中ノ面積ヲ縮小シ魚群小ナレバ此網ニテ陸上ニ曳揚ケ魚群多ケレハ海豚取網ヲ入レテ漁獲スルコト真海豚と異ナラス」ということになる。つまり、カマイルカはマイルカに比べて行動が早く、しかも網の上を跳躍して脱出することもあるために水深が浅くなったところで網を海上に持ち上げて飛び越せないようにし、網囲いの中で捕獲役の船がイルカの行動を制御するとともに、網にかかった個体は鋸で突き殺す。最後

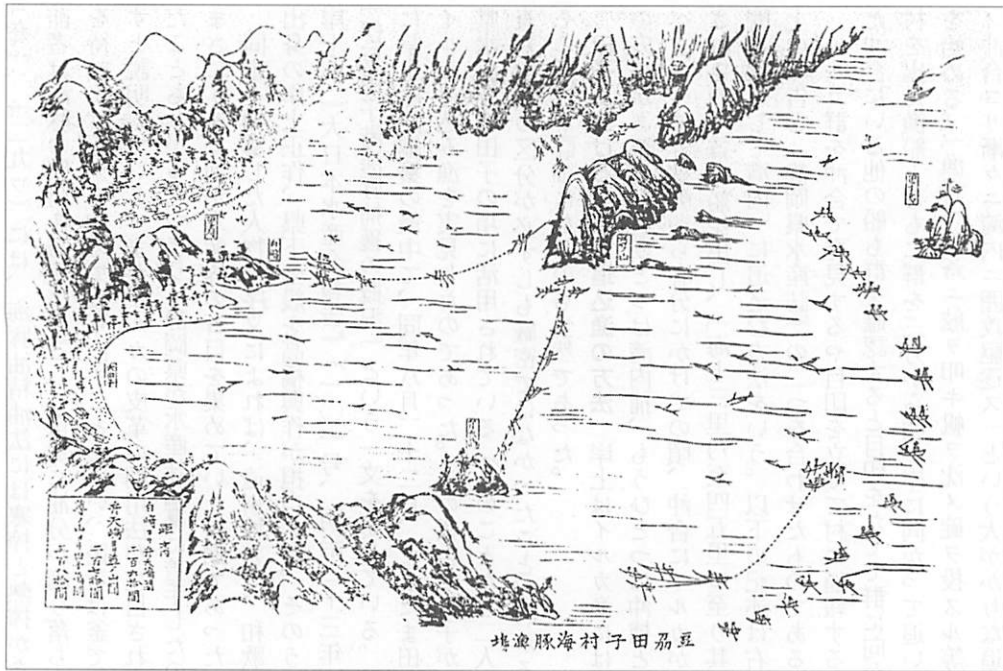


図4 田子における明治中期のイルカ漁（『静岡県水産誌』巻二）

はマイルカと同様に陸揚げする。

田子が保有する網のなかに、海豚猟網・鎌海豚網・海豚取網が各一張ずつあるとされている。鎌海豚網というのは例をみない。概してカマイルカは他のイルカよりも頭がいいので大変に捕らえにくいとされ、マイルカなどとの混群の場合は、カマイルカにつられて他のイルカにも逃げられてしまうことがあるので注意せよ、といわれている。土地によっては重寺のように最初から捕獲をあきらめている例もある。田子の鎌海豚網は明治十二年に創設したもので、片手の長さは二〇〇尋あまり、幅は中央部で二七尋、手先で二四尋、素材は縄だが一部に麻を使用している。実際はこれを二枚つないでイルカを囲い込む。一尋を一・五mで換算すると全長四〇〇尋であるから約六〇〇mになる。また海豚網は「今ヨリ十年前ノ創設」とあるので、鎌海豚網よりも少し遅れて作られたことになり、五〇尋の藁網を四枚つないで片手とするので、大きさは鎌海豚網と大差ない。

海豚専用の網が明治十年代に新設される前は、鰹立切網を転用していたらしいが、近世にイルカ漁が盛んであったという記録はない。おそらく、明治以降にイルカ漁の利益が大きくなった、本格的に網を作ったとみられる。

イルカ漁の組織と配分方法の変遷

『県水産誌』によると、田子の大網には中網組・大網組のふたつがあり、かつてはカツオを対象に湾内で別々に操業していたが、のちに合併して鰹網を片手ずつ持ち出して営業した。しかしそれぞれ自分の方の網が傷まないように先に揚げてしまうので魚は一方で取り上げることになって、その網が傷んでしまう。そこでやはり分離すべきだという声が出てきたので、明治

二〇年に五十集の仲介であらためて合併の取り決めをなした（巻三、一七三頁ウ）。たとえば、漁の指示は片組からそれぞれ五人を選出する、売買の取扱は双方一〇人ずつ出す、などに続き、配分規定が定められている。

第七条 海豚駆船ハ両組ノ船人口数ニ応シ出船セシム可キコト

但シ船数ハ其都度定ムルモノトス

第八条 魚見出シ賞与金ハ一番二番三番迄ヘ水揚金ノ百分一ヲ

与フルモノトス

但シ割合ハ一番五分二番三分五厘ツ、ト定ム

第九条 捕魚ノ一本タリトモ隠シ魚ヲナシタル者アル時ハ右魚

取戻セシ上組合ヲ省クモノトス （下略）

右の第八条では、イルカ群を見つけた者に対して第一発見者に、より多くの賞与が与えられること、第九条で、いわゆるドーシンボーを禁じていることが注目される。

つぎに漁獲をどのように分配したのかについてみていこう。

「立切網ノ類は之ヲ大網ト称シ、一村ノ共有物ニシテ、海豚ノ如キ例之百円ノ漁獲高アルトキハ、一円ハ沖合ニテ海豚群ヲ発見シタルモノニ賞与金トシテ給与シ、漁業税トシテ八十円、網小屋敷地料トシテ八五円ヲ差引キ、残額八十四円ノ内ヨリ百円ニ付二円五十銭ノ割ニテ津元ナルモノ、所得ヲ差引キ（津元ハ其網ノ世話人ト異ナル処ナシ）、其残額ニテ諸雑費ヲ除キ後チ漁者ノ代割トナス、然レトモ代割ニ等級アリ、即チ年齢十七歳以上ノモノハ一代トシ、十六歳ニテ七分五厘、十五歳ニテ半代、又十三四歳ノモノハ二分五厘ノ割合ナリ、若シ大網仲間ニテ疾

病ノ為メ出漁セサルモノニハ半代ヲ給ス、又漁船ハ大船ヲ二代、中船ヲ一代半、小船ヲ一代トシ、網株主ハ一株ニ付二代ツ、他ニ世話代一代アリ、此ノ世話代ハ株主銘々ニ得ルモノニシテ全ク報酬ニハアラス（句点筆者、一六九頁ウー一七〇頁オ）。

ところで、戦後まもないころ、この田子を訪れたのが漁村の社会構造研究を各地で行っていた潮見俊隆である。まさに戦後の食糧難の時期であり、伊豆各地で盛んにイルカ追込み漁がおこなわれていた。このころにはまだ明治以来の漁の体験者も多く、実際の漁に際しても旧慣が濃厚に残っていた。その著書『漁村の構造』が刊行された昭和二十九年を基準にすると、本文で潮見がいうところの三〇年ほど前とは、大正末期から昭和初期に相当し、その頃までイルカ漁は盛んに行われていた。しかしその後はイルカの回遊が減って中絶状態にあったが、数年前、つまり戦後まもなくから再び行われるようになったという。潮見の調査内容をまとめると次のようである。

イルカ発見の合図とともに三〇艘以上の船が追い込みにかかる。昔は人間が海中に飛び込んで追ったり網に帆を縛り付けてオモリで海中に沈め、これを脅しにして船を並べて岸に追い立てた。しかし発動機船を使う現在では、その騒音と海面を竿で叩く音で追い立てる。湾内に入ると大網を掛け廻して包囲し、岸近くに追いつけて中網で包囲し、最後は岸近くで取り網をかきまわし、人間が飛び込んでイルカを抱き抱えて陸揚げする。「人間に抱かれると、大へんおとなしくなって、そのまま陸上までだかれてくるのだそうである」と潮見は書いているが、これは伊豆各地で広く聞かれる漁師の体験談である。

イルカ漁の組織は二二〇株の網株制で、二二〇軒が大組と中

組の二組に分かれている。網は藁網で各組ごとに網仲間が平等に藁を出し合って作った。株は一軒一株で二株以上もった家はない。古株という言い方はあるが配当に差はない。なおカネチュウ、カネセン、オウサカヤなどの旦那衆は株仲間には入っていない。大組の津元は芹沢家(屋号ツモト)、中組は藪田家(ネギヤ)と山本家(オウヤ)だが、漁の采配を振るのは各組の世話人である。網作りや修繕には世話人が津元の家に集まって相談した。津元の家がイルカ用のすべてのヤドになった。

潮見の調査(大正時代の様子)では、一艘に六、七人乗組みで約一五〇人、オカマワリ(陸揚係)の若い衆が一〇〇人ほどで、各一シロ、株(二二〇株)が各二シロ、世話シロ(網干しや修繕)が株仲間各一シロ、大船二シロ、小船一シロ。津元の

みエベス料として株シロの二割で、米一俵二円の時代に一シロ一円五〇銭のことがあり、その時は各シロを合計すると一軒で八円にもなったという。しかし大正一二、三年ころ不漁のために大組と中組は網を漁業組合大船部に一五〇円で譲渡した。そして戦後、復活したイルカ漁は、表7のようなシロ分けとなっている。ここでも一五、六歳の少年は一シロの七、八割とされるが、一人前の若い衆に対してはハダカシロ(裸代)といっている。陸揚げのために海に飛び込んだ回数を大船部の幹部が帳面につけておいた回数に応じて一回につき五円から一〇円が支給されたという。戦後においても若い衆の働きが戦前の評価法を継承していたことがわかる。右に述べてきた明治・大正・昭和の時期のシロワケの実態を比較したのが表5、7である。

表5 田子村明治20年(1987)のシロワケ規定

* 漁獲高を100円とした場合	
海豚群発見者賞与金	1円
漁業税	10円
網小屋敷地料	5円
この残額84円の2% (1円68銭)	
津元 (この時点では網の世話人)	
この残額 (82円32銭をシロ割とする)	
17歳以上	1.00 シロ
16歳	0.75
15歳	0.50
13・14歳	0.25
仲間の疾病者	0.50
漁船(大)	2.00
漁船(中)	1.50
漁船(小)	1.00
網株主(1株につき)	2.00
世話代(株主銘々に)	1.00

出典：『静岡県漁業誌』巻三(173頁ウ)より作成

表6 田子村大正中期(1920年頃)のシロワケ規定

追込み(150人 1艘に6,7人)	1シロ
オカマワリ(100人)	1
株(全戸1株 220軒)	2
世話シロ(全戸に配分)	1
大船	2
小船	1
津元エベス料(株シロの2割)	
* 1シロが1円50銭のときがあり、1軒で8円ほどになったことあり	

出典：潮見俊隆『漁村の構造』150頁

表7 田子村昭和20年代(1950年ころ)のシロワケ規定

大船部	2%
もとの大組・中組	3%
残り	95%
船シロ(30トン級)	15シロ
(20トン級)	13
(10トン級)	7~8
(5トン以下)	3~4
出漁者	1
(ただし15,6歳は)	0.7~0.8)
ホネオリ(各船の船頭の働きを評価し50円、100円)	
ハダカシロ(陸揚げのため冬の海に飛び込んだ回数×5円~10円)	

出典：潮見俊隆『漁村の構造』151頁

まとめ

沼津市の内浦で戦国期から行われていたイルカ追込み漁は、領主にとっての収入だけでなく、水軍を補充する意味もあって、積極的に狩込みを行うよう督促されたほど重視されていた。全国の捕鯨実施地区で、集団的な捕鯨作業が戦国期の水軍（海賊衆）の仕組みと深い関係があったことを考えると、当地においては具体的な史料はないが、集団によるイルカ漁と水軍との関連は検証に値するものではないだろうか。

近世になってからは、大網の権利を持つ津元のもとに漁民が網子として組織され、マグロやカツオなどともにかんりの収益をあげていたが、時には数千頭を超える大群を対象とするために、数ヶ村が共同で行う場合も少なくなかった。しかし、津元の独占体制に不満をもつ網子たちの台頭と、湾内での新規の網の採用や、魚道を遮るような釣りなど新漁法が普及してくることで、駿河湾最奥に位置する内浦では、イルカ追込み漁は次第に実施しにくくなり、ほぼ明治期をもって終わりを告げることになった。この明治期においては、日本の近代化にともなう機械油の需要の高まりのなかで、一度に大量の漁獲が期待できるイルカ追込み漁は、水産界の注目するところとなり、一時的ではあったが、イルカ漁をめぐる活発な議論がかわされたことがあった。

その後、イルカ追込み漁は次第に衰退し、全国的に見ても大正期をもって終了したところが多い。しかし、太平洋戦争後の食糧難に際して、イルカ肉の需要が高まり、とくに伊豆半島各

地においては、追込み漁が盛んに行われた。漁獲の多くは市場（沼津・清水など）に出荷されたが、漁の組織や配分規定などは、近世以来の大網の習慣が少しずつ変化はしているものの本質的な部分では継承されていた。田子の場合は潮見の言をかりれば、「漁獲物分配のときなどは、旧網株（おこし）が生きてくるのであって、旧来の村民による一種の排他的な権利」になっていた。

伊豆各地で展開されたイルカ追込み漁は、高度成長期に入るところに大きな転機を迎える。イルカの回遊が減少して一時のよるな漁獲がむずかしくなったことに加え、漁価の下落もあげられよう。いっぽうで、各地に開館した水族館から展示用のイルカの注文がくるようになり、追込み漁は生けどりを目的にしたものにかわっていくのである。これについては、以前に山口県青海島の事例を紹介した。

本稿で取り上げた以外の伊豆各地のイルカ追込み漁については、別稿を参照されたい。

〈注〉

- 1 全四巻、静岡県漁業組合取締所『静岡県水産誌』、一八四四年に静岡県図書館協会で復刻、以下『県水産誌』と略称

- 2 『静岡県史資料編7中世3』三一二五号、一一八三頁
- 3 『沼津市史資料編漁村』第三章一九〇号
- 4 『言継卿記』弘治二年（一五五六）十二月三十日条
- 5 『静岡県史資料編7中世3』三一二五号、一一九〇頁
- 6 『沼津市史資料編中世』三三〇号
- 7 福田英一「戦国期駿河湾における漁業生産と漁獲物の上

- 納―駿河国駿東郡口野五カ村を中心として―『中央史学』第18号、一九九五年三月
- 8 盛本昌弘「後北条氏における海村の負担」『歴史手帖』二二卷一、一九九四年十一月
- 9 『静岡県史資料編8 中世四』四九六号、一八九頁
- 10 『沼津市史資料編中世』四九一号
- 11 『沼津市史資料編中世』五三一号
- 12 福田英一は前掲論文で「上納分の事実上の引き下げをねらった百姓中の抵抗運動」と考え、『沼津市史・通史別編漁村』（二三五頁）も減額が目的としているが、そこまで深読みする必要はあるまい。
- 13 永岡治『伊豆水軍物語』中公新書、一九八二年、一五四頁
- 14 沼津市教育委員会『沼津内浦の民俗』一九六七年、一八頁
- 15 沼津市教育委員会『沼津市史叢書10 沼津漁村記録』二〇〇四年、四七頁。以下『漁村記録』と略称。
- 16 『沼津市史資料編漁村』第二章一〇六号
- 17 洪沢敬三編著『豆州内浦漁民史料』全四冊、一九三七年アチックミュージ엄彙報、同書は一九七二―七三年に『日本常民生活資料叢書』（三巻）として復刻、以下本書からの引用は『漁民史料』と略称する。
- 18 「宝永七年伊豆国君佐和郡江梨村郷村並反別指出帳」『沼津市史資料編漁村』第一章一六号
- 19 『沼津市史資料編漁村』第一章、一五六号―一六二号
- 20 潮見俊隆『漁村の構造』岩波書店、一九五四年、二五―二七頁
- 21 潮見前掲書二四八―一五一頁
- 22 潮見前掲書一五四頁
- 23 中村羊一郎「長門国青海島におけるイルカ漁の歴史と民俗」（『静岡産業大学情報学部研究紀要』第一二号）二〇一〇年
- 24 中村羊一郎「イルカ漁をめぐる」（『静岡県海の民俗誌―黒潮文化論―』静岡新聞社、一九八八年）